

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【公表番号】特表2014-502906(P2014-502906A)

【公表日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-007

【出願番号】特願2013-549867(P2013-549867)

【国際特許分類】

A 47 J 45/07 (2006.01)

【F I】

A 47 J 45/07 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一つの把持用突起(10)を有し、突起には前記突起(10)の内側縁部(11)にほぼ平行な開口部(13)が設けられている調理器具を扱うための、着脱式把持装置であって、装置がシェル(20)を備え、シェルが細長い孔(23)でシェル(20)の前面(22)に横方向に開口している内部空洞(21)を含み、前記内部空洞(21)が突起が細長い孔(23)から挿入される時に突起(10)を収納するのに適しており、把持装置がまた、シェル(20)に設けられ、上方で少なくとも部分的に閉じている隙間チャンバ(40)の内部に収納されたロック手段(60)を含み、ロック手段(60)がロック位置とロック解除位置との間の隙間チャンバの内部で回転するよう装着されたプレート(61)を含み、前記プレートが、その前端部(62)に、ロック手段のロック位置で、突起が内部空洞(21)に収納されている時に、突起(10)の開口部(13)に収納されるのに適したくちばし状部材(63)を含み、また前記プレート(61)が、プレートの下面(65)に配置された回転軸(64)を含み、前記回転軸(64)が細長い孔(23)にほぼ平行に延びてあり、シェル(20)が一体成形であること、および、プレートをほぼ水平な方向に沿って隙間チャンバに挿入することを可能とするために回転軸の長さがプレート(61)の幅より小さいまたは等しいことを特徴とする、把持装置。

【請求項2】

回転軸がプレート(61)の後端部(66)の近傍に配置されていることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

ロック手段(60)がまた、プレートをロック位置に導こうとする、またはロック位置に保持しようとする弾性戻し手段を含むことを特徴とする、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

弾性戻し手段がバネ(81)であり、  
プレート(61)が上面(67)に、プレート(61)の前端部(62)とプレートの回転軸(64)との間に、バネの側方維持溝(68)を含み、バネの第一の端部(82)がプレート(61)の溝(68)内で固定され、バネの第二の端部(83)が隙間チャンバ(40)の上方壁部(41)によりかかっていること、および/または、隙間チャンバ(40)の上方壁部(41)がバネの側方維持溝(42)を含み、バネの第

二の端部(83)が隙間チャンバ(40)の上方壁部(41)の溝(42)内に維持され、バネの第一の端部(82)がプレート(61)の前端部とプレート(61)の回転軸(64)との間でプレート(61)の上面(67)によりかかっていること、を特徴とする、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

プレート(61)が、プレート(61)の後端部(66)に超厚部(69)を有することを特徴とする、請求項2～4のいずれか一つに記載の装置。

【請求項6】

プレートの超厚部(69)が、支え縁部(70)によって延長されていることを特徴とする、請求項5に記載の装置。

【請求項7】

隙間チャンバ(40)が、ロック手段(60)を隙間チャンバ(40)に挿入することを可能にする挿入孔(45)で隙間チャンバ(40)の後方壁部(43)の上部で横方向に開口することを特徴とする、請求項1～6のいずれか一つに記載の装置。

【請求項8】

挿入孔(45)が、隙間チャンバ(40)の後方壁部(43)の上部および隙間チャンバ(40)の上方壁部(41)の後部に延びていることを特徴とする、請求項7に記載の装置。

【請求項9】

挿入孔(45)の下方で、隙間チャンバの後方壁部(43)の下部が第一のリブ(47)を形成し、シェルがまた、隙間チャンバの下方壁部(49)から延びる第二のリブ(48)を含み、第一のリブおよび第二のリブが、お互いにプレートの回転軸の直径とほぼ等しい距離で、細長い孔にほぼ平行な方向に沿って延びてあり、二つのリブが、プレートの回転軸を保持する溝とともに形成することを特徴とする、請求項2と組み合わせた、請求項7または8に記載の装置。

【請求項10】

第二のリブ(48)の上面(50)と隙間チャンバの上方壁部(41)との間の距離が、プレートの厚さにロック手段のプレートの回転軸の厚さを足したものとほぼ等しいことを特徴とする、請求項7～9のいずれか一つに記載の装置。

【請求項11】

シェルが、ほぼU字型の把持部分(25)を含み、ほぼU字型の把持部分の、両分岐部(26、27)の端部がシェル(20)の後面(29)から延びており、U字の底部(28)が把持装置の把持領域を形成することを特徴とする、請求項1～10のいずれか一つに記載の装置。